

## 請願第 3 号

### 【件 名】

特別支援教育の充実及びすべての子どもに支援のゆき届いた教育を推進するための請願

特別支援教育については、熊谷市では小学校 2 校、中学校 1 校において発達障害・情緒障害通級指導教室の設置、巡回相談の実施等、支援体制が整備されつつあります。しかし実際には、中学校による巡回相談の利用が少なく、また、特別支援教育対象の子どもが増える一方で現在の通級指導教室では対応しきれない等、その体制はまだ不十分なものです。しかし、通級教室担当教員の希望者が少ない等のため、教室増設も早急には困難であるのが現状のようです。

一方、熊谷市では小中学校に学力向上補助員を配置し、学力向上及び、特別支援教育の基本理念でもある「一人一人の教育的ニーズに応じた支援」を推進する取り組みも見られます。この取り組みは、特別支援教育対象の子どもにとっても、通級教室より親学級で過ごす時間がはるかに長いため、大きな支援となります。現在、各小中学校に 1 名以下の学力向上補助員が配置されておりますが、低学年など一部の学年の支援にとどまっています。いじめ、不登校、発達障害等、子どもの問題が多様化する学校において、具体的支援を実現するには、教職員、それに準ずる学力向上補助員等の職員の数を増やすことが不可欠です。市立女子校廃校により生ずる財源を、一部でも教育予算に振り向けることにより、発達障害の子どもを含めた多くの子どもへの支援が可能になります。

子どもの豊かな成長と教育環境の充実にむけ、以下の請願事項の実現をお願いいたします。

### 【請願事項】

教育予算を増額して、教職員・学力向上補助員等職員の増員、特別支援教育の専門的知識を持った教員の育成、少人数学級の実現を行ってください。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

## 請願第 4 号

### 【件 名】

国に対し「非核日本宣言」を求める意見書の提出を求める請願

### 【請願趣旨】

核兵器のない世界を実現するために、いま国内外で大きな努力が求められています。2010 年の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けて、今年 4 月には新たな準備が開始されようとしています。

2000 年 5 月、核保有 5 カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望をもって新たな世紀を迎えました。しかし、それ以後 7 年を経たいまも、「約束」実行の筋道はついていません。いまなお世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言さえくりかえされています。新世代の核兵器開発が行われる一方、北朝鮮の核実験にみられるように拡散の危険も現実のものとなっています。

こうした状況を打開するために、日本政府にはヒロシマ・ナガサキを体験した国として、核兵器廃絶の努力を世界によびかけ、促進する強い義務があります。また、その努力を实らせるためには、みずからも証として「核兵器をもたず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければなりません。

私たちは、日本政府が「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の厳守」をあらためて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう求めるものです。

### 【請願事項】

貴議会におかれましては、上記の趣旨を理解下され、地方自治法第 99 条の規定により、国に対して、内閣総理大臣・外務大臣あてに「非核日本宣言」を求めることを求める意見書を提出して下さい。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

## 請願第 5 号

### 【件 名】

後期高齢者医療制度保険料の独自減免の創設と資格証明書の発行停止を求め  
る意見書の提出を求める請願

### 【請願趣旨】

2008 年 4 月から後期高齢者医療制度が発足するにあたり、埼玉県後期高齢者  
医療広域連合が設立されて準備が進められているところであります。

今回の制度では、これまで家族に扶養されていた人も含めて、75 歳以上の全  
ての高齢者から年額平均 99,400 円と言われる保険料が徴収され、高齢者をはじ  
めとした住民のなかに、「もうこれ以上は負担に耐えられない。」という声が広  
がってきています。

これら住民の不安の声に応じて、神奈川県や岡山県など、後期高齢者広域連  
合のなかには「保険料の減免の検討」を公約し、具体的な検討に入っていると  
ころが出てきています。埼玉の広域連合としても、被保険者の身近な生活実態・  
要求に応じて保険料負担の軽減を図るために、独自の減免制度の創設がのぞま  
れます。

また、今期の制度では、保険料の滞納者には保険証を交付せずに、かかった  
医療費をいったん窓口で全額負担させる「資格証明書」を発行することが決め  
られています。国民健康保険制度では「資格証明書」を発行されたために、病  
院にも行けずに手遅れで死亡した人もうまれています。特に複数の疾患をかか  
えた 75 歳以上の高齢者から保険証を取り上げることは命綱を断つにも等しい  
仕打ちであり、「資格証明書」の発行の停止が強くのぞまれます。

### 【請願事項】

1. 保険料の独自減免制度を作るよう埼玉県後期高齢者医療広域連合に意見書を  
提出してください。
2. 「資格証明書」を発行しないよう埼玉県後期高齢者医療広域連合に意見書を  
提出してください。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

## 請願第 6 号

### 【件 名】

国に対して後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出を求める  
請願

### 【請願趣旨】

2008 年 4 月から後期高齢者医療制度が発足するにあたり、埼玉県後期高齢者医療広域連合が設立されて準備が進められているところであります。

今回の制度では、これまで家族に扶養されていた人も含めて、75 歳以上の全ての高齢者から年額平均 99,400 円(埼玉県)と言われる保険料が徴収され、無収入の方は減額されたとしても月額 1,060 円は負担しなければなりません。高齢者をはじめとした住民のなかに、「もうこれ以上は負担に耐えられない。」という声が広がってきています。

新たな保険料負担の問題だけでなく、診療報酬に包括払い制度が導入されようとしており、75 歳になると必要な医療を受けることに制限が加えられる恐れがあります。

また、老人保健法にもとづく健診事業が、後期高齢者医療制度では努力義務となり、公費負担もなくなるため、事業内容の後退と保険料の上乗せが懸念されます。

制度の問題点が明らかにされる中で、現在、子どもの扶養になっている被用者保険について半年間の保険料支払いの凍結が決定されました。しかし、対象者は限られており、他のさまざまな問題は改善されません。また、制度の内容が市民に周知されていないという問題もあります。

市民の健康と安心を保障するという点から、後期高齢者医療制度の中止・撤回を国に求めていただくよう要請いたします。

### 【請願事項】

1. 国に後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書を提出してください。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

## 請願第 7 号

### 【件 名】

国民健康保険税の引き下げと減免の拡充を求める請願

### 【請願趣旨】

国民健康保険は、市民がいつでもどこでも、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられる社会保障制度であり、市民にとって、なくてはならない制度です。

しかし、政府は公的年金控除や定率減税の縮減・全廃(2007年)によって住民負担を強めています。熊谷市の国民健康保険の加入者の状況をみると課税所得がない世帯が 37.7%(平成 17 年度決算資料)もあり、課税所得が 200 万円以下の世帯は 7.5%(同)を超えています。この結果、国保税を払えない世帯も増えて、6,213(16.5%)世帯にのぼっています。私たちは、市民生活に欠くことのできない国民健康保険制度を、よりよい制度にするために以下の事項を請願いたします。

### 【請願事項】

- 1、合併後、調整することになっている国民健康保険税を、誰もが支払えるように引き下げてください。
- 2、国民健康保険税の低所得者に対する減免を拡充してください。
- 3、短期保険証、資格証明書の発行をしないでください。

以上、地方自治法第 124 条の規定により、請願いたします。